

そ の 他

- 状況により担保が必要になる場合があります。担保物件が土地の場合、案内図、公図写、登記事項証明書、担保物件明細書が必要です。
- その年の仕入れ、売上状況を求められることがあります。
- その他、状況により、追加書類が必要になる場合があります。
- 保証料の返戻が生じたときは、信用保証協会に確認し、対応いたします。

取 扱 金 融 機 関

- | | | | |
|-----------|---------|-------|----------------|
| ○ 千 葉 銀 行 | 館 山 支 店 | | 0470 (22) 4111 |
| ○ 千葉興業銀行 | 木更津支店 | | 0438 (22) 2156 |
| ○ 京 葉 銀 行 | 館 山 支 店 | | 0470 (22) 7611 |
| ○ 館山信用金庫 | 本 店 | | 0470 (22) 8111 |
| ○ 館山信用金庫 | 那古船形支店 | | 0470 (27) 2311 |
| ○ 君津信用組合 | 館 山 支 店 | | 0470 (22) 0708 |

その他、詳細については、下記へお問合せ下さい。

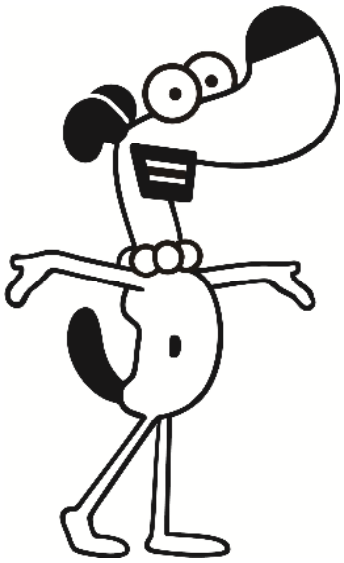
館山市経済観光部 雇用商工課 商工係
T E L 0 4 7 0 - 2 2 - 3 3 6 2
F A X 0 4 7 0 - 2 4 - 2 4 0 4
M A I L shoukan@city.tateyama.chiba.jp

館 山 市 中 小 企 業
融 資 制 度 の ご 案 内

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

館山市マスコットキャラクター

ダッペイ



©studio crocodile・館山市

館山市経済観光部雇用商工課

融資を受けられる人

- ・市内で1年以上引き続いて同じ事業をしていて市税を完納している人
(6カ月以上休業した場合は再開後1年以上経過していること)
- ・千葉県信用保証協会の信用保証を得られること。
- ・遊興娯楽業、風俗営業の許可が必要な飲食業、仲介業、不動産業（土地投機目的とするもの）、農林漁業、金融保険業（保険代理店業は除く）の人は受けられません。
- ・借換えを目的とする場合は受けられません。

資金の使途・貸付限度額・貸付期間・利子補給等

令和7年度は、利子補給率1.0%、保証料補給率50%となります。

種類	区分	貸付限度額	貸付期間	利子補給		保証料補給
一般事業資金	運転資金	1,000万円	5年以内	1.0%	3年以内	3年以内
	設備資金	2,000万円	10年以内	1.0%	3年以内	3年以内
小口零細企業保証制度資金	運転資金	1,000万円	5年以内	1.0%	3年以内	3年以内
	設備資金	1,250万円	10年以内	1.0%	3年以内	3年以内

(※1)一般事業資金と小口零細企業保証制度資金を併せて貸付けを受ける場合の限度額は2,000万円です。

(※2)一般事業資金の運転資金と小口零細企業保証制度資金の運転資金を併せて貸付けを受ける場合の限度額は、1,000万円です。

小口零細企業保証制度資金について

- ・小規模企業者の方が貸付を受ける運転資金及び設備資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度の適用を受ける資金です。(責任共有制度対象外。100%協会保証。)
- 小規模企業者とは・・・中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の会社及び個人等。)
- (※3)ただし、業種や限度額に要件があります。詳しくはお問合せ下さい。

利 率

- ・金融機関へお問合せ下さい。
[参考：令和7年4月1日現在]
- | | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 1年以内 | 2.30% | 1年を超え3年以内 | 2.70% |
| 3年を超え5年以内 | 2.80% | 5年を超え10年以内 | 3.10% |

保 証 人

- ・法人の代表者以外の第三者連帯保証人については原則不要です。
ただし、状況により千葉県信用保証協会が担保や第三者保証人を必要とする場合があります。

申 込 先

市内の取扱金融機関を経由して随時受け付けます。

申 込 書 類

- ＊ 信用保証協会、市、金融機関用です。3部（原本及び写し2部）作成してください。
うち、2部を市に提出してください。
- 館山市中小企業融資貸付申請書・・・必要事項を記入のうえ、自署押印
- 信用保証委託申込書・・・必要事項を記入のうえ、自署押印
- 保証人等明細・・・・・・・全員自署押印
- 信用保証依頼書・・・・・・・申込み金融機関の作成
- 申請人（企業）概要・・・申込み金融機関の作成 初めての申込みの場合は全項目記入
- 個人情報の提供に関する同意書・・・自署押印
- その他下に掲げる添付書類

法人	決算書(写)	新規申込の場合は2期分。税務署受付印、勘定科目明細のあるもの
	商業登記簿謄本 ・定款	新規申込の場合と登記事項に変更があった場合
個人	確定申告書(写)	新規申込の場合は2期分。
共通項目	印鑑証明書	新規申込の場合と変更があった場合、申込人と連帯保証人について必要
	外国人登録済証明書	申込人(法人の代表者を含む)又は連帯保証人が外国人の場合に必要
	許認可証(写)等	許認可等の確認を必要とする業種を営んでいる方について必要
	宣誓書(風俗営業でない旨)	喫茶店、ビヤホール、大衆酒場等についてお申し込みの都度必要
	宣誓書(建設業)	軽微な建設工事業(許認可不要)についてお申し込みの都度必要
	受注明細書	建設業等受注業種について必要に応じて依頼する場合があります
	残高試算表	決算後6ヶ月以上経過した場合に必要
	手形信用調(写)	手形割引、商業手形担保について必要
設備資金	設備資金検討表	設備の内容や投資効果、返済予定について記載したもの。必要に応じて依頼する場合があります
	見積書	機械、車輛などの購入設備について必要
	土地売買契約書	土地購入の場合に必要(土地購入費のみでの申請は受けられません)
	建築確認書	新築及び10㎡以上の増築について必要
	賃貸借契約書	賃貸物件の改装等の場合に必要
	所有者の承諾書	賃貸物件の改装等の場合に必要
その他	建売計画書	不動産建売プロジェクトにかかわるお申し込みの場合は、必要に応じて依頼する場合があります
	取締役会議事録	法人が連帯保証人参加、担保提供を行う場合必要